

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号。以下「政令」という。)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業・環境省令第7号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の通知)

第2条 法第44条第2項(法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、引取業者登録等通知書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第55条第2項(法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、フロン類回収業者登録等通知書(様式第2号)により行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第3条 法第45条第2項の規定による通知は、引取業者登録等拒否通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録等拒否通知書(様式第4号)により行うものとする。

(登録簿)

第4条 法第44条第1項に規定する引取業者登録簿は、様式第5号とする。

2 法第55条第1項に規定するフロン類回収業者登録簿は、様式第6号とする。

(登録簿の閲覧)

第5条 法第47条(法第59条において準用する場合を含む。)の規定により一般の閲覧に供すべき引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、登録簿の整理その他の必要がある場合は、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧の場所に掲示するものとする。

(持出しの禁止)

第6条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第7条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出)

第8条 法第48条第1項(法第59条において準用する場合を含む。)及び法第64条(法第72条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による届出は、廃業等届出書(様式第7号)により行わなければならない。

2 前項に規定する届出書(法第64条の規定による届出に係るものに限る。)には、当該届出者が法第60条第1項又は第67条第1項の規定により受けた許可に係る許可証(以下「許可証」という。)を添えなければならない。

(許可証の再交付申請等)

第9条 法第60条第1項の規定による許可を受けた者(以下「解体業者」という。)及び法第67条第1項の規定による許可を受けた者(以下「破碎業者」という。)は、許可証を汚損し、破損し、又は亡失したときは、許可証再交付申請書(様式第8号)により、その再交付を市長に申請することができる。

2 前項の場合において、許可証再交付申請書には、当該汚損し、又は破損した許可証を添えなければならない。

3 解体業者及び破碎業者は、次のいずれかに該当するとき(第2号にあっては、破碎業者に限る。)は、直ちに市長に許可証(第3号に該当するときは、発見した許可証)を返納しなければならない。

(1) 許可を取り消されたとき。

(2) 法第70条の規定による変更の許可を受けたとき。

(3) 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したとき。

(提出書類の部数)

第10条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類(以下「提出書類」という。)の部数は、次のとおりとする。

(1) 省令第60条第1項、第63条第1項及び第2項並びに第64条の規定による提出書類並びに第8条及び第9条の規定による提出書類(破碎業者の提出するものに限るものとし、許可証を除く。) 正本1部及び副本1部

(2) 前号に掲げる書類以外の提出書類 正本1部

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第8条第1項の規定中法第64条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出に関する部分、第8条第2項及び第9条の規定並びに第10条の規定(解体業及び破碎業に係る提出書類に関する部分に限る。)は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月13日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月24日規則第134号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

第 号	
引 取 業 者 登 録 等 通 知 書	
住 所	
氏 名 様	
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
年 月 日付けの申請等については、使用済自動車の再資源化等に関する法	
律 第44条第2項	登録
第46条において準用する同法第44条第2項	登録の更新
の規定により、引取業者の	登録の変更
を行ったことを通知します。	
年 月 日	
豊田市長	
印	
登 録 番 号 第	号
登 録 年 月 日	年 月 日
有効期限満了年月日	年 月 日
引取業を行うすべての事業所名称及びその所在地(豊田市に限る。)	
事業所の名称	所 在 地

[様式第2号\(第2条関係\)](#)

様式第2号(第2条関係)

第 号						
フロン類回収業者登録等通知書						
住所 氏名 様 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)						
年 月 日付けの申請等については、使用済自動車の再資源化等に関する法律 第55条第2項 第57条第3項において準用する同法第55条第2項 の規定により、フロン類回収業者 登録 の登録の更新 を行ったことを通知します。 登録の変更						
年 月 日						
豊田市長 印						
登録番号 第 号						
登録年月日 年 月 日						
有効期限満了年月日 年 月 日						
フロン類回収業を行うすべての事業所名称及びその所在地及び回収するフロン類の種類(豊田市に限る。)						
<table border="1"><thead><tr><th>事業所の名称</th><th>所在地</th><th>フロン類の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	事業所の名称	所在地	フロン類の種類			
事業所の名称	所在地	フロン類の種類				

[様式第3号\(第3条関係\)](#)

様式第3号(第3条関係)

第 号
引 取 業 者 登 録 等 拒 否 通 知 書
住 所 氏 名 様 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
年 月 日付けの申請等については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項の規定により、引取業者の 登 録 登 録 の 更 新 を拒否しますので、同条第2項の規定により通知します。
年 月 日
豊田市長 印
理 由
教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

様式第4号(第3条関係)

様式第4号(第3条関係)

第 号
フロン類回収業者登録等拒否通知書
住 所 氏 名 様 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
年 月 日付けの申請等については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項の規定により、フロン類回収業者の 登 録 登 録 の 更 新 を拒否しますので、同条第2項の規定により通知します。
年 月 日
豊田市長 印
理 由
教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

[様式第5号\(第4条関係\)](#)

様式第5号(第4条関係)

引取業者登録簿(豊田市)

登録番号	2	0	9	0	1						
登録年月日	年 月 日										
有効期限満了年月日	年 月 日										
住所又は所在地	〒 (電話番号)										
氏名又は名称											
法人である場合の代表者氏名											
法人である場合の役員氏名											
代表者が未成年である場合の法定代理人の氏名及び住所											

事業所の詳細

	事業所名	所在地
事業所①		
事業所②		
事業所③		
事業所④		
事業所⑤		

様式第6号(第4条関係)

フロン類回収業者登録簿(豊田市)

登 録 番 号	2	0	9	0	2						
登 録 年 月 日	年 月 日										
有効期限満了年月日	年 月 日										
住 所 又 は 所 在 地	〒 (電話番号)										
氏 名 又 は 名 称											
法人である場合の 代 表 者 氏 名											
法人である場合の 役 員 の 氏 名											
代表者が未成年である 場合の法定代理人 の 氏 名 及 び 住 所											
回収するフロンの種類											

事業所の詳細

	事 業 所 名	所 在 地
事 業 所 ①		
事 業 所 ②		
事 業 所 ③		
事 業 所 ④		
事 業 所 ⑤		

[様式第7号\(第8条関係\)](#)

様式第7号(第8条関係)

<input type="checkbox"/> 引 取 業 <input type="checkbox"/> フロン類回収業 <input type="checkbox"/> 解 体 業 <input type="checkbox"/> 破 碎 業 廃業等届出書	
年 月 日	
豊田市長 様	
届出者 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)	
使用済自動車等の再資源化等に関する法律	
第48条第1項 第59条において準用する同法第48条第1項 第64条 第72条において準用する同法第64条	
の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
氏 名 又 は 名 称 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	
住 所 又 は 所 在 地	
登 録 又 は 許 可 の 年 月 日	年 月 日
登 録 又 は 許 可 の 番 号	第 号
廃 業 等 の 年 月 日	年 月 日
廃 業 等 の 理 由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 合併による消滅 <input type="checkbox"/> 破産による解散 <input type="checkbox"/> 合併又は破産以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> 事業の廃止

記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

[様式第8号\(第9条関係\)](#)

様式第8号(第9条関係)

<p>許 可 証 再 交 付 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>豊田市長 様</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>豊田市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、下記のとおり許可証の再交付を申請します。</p> <p>記</p>	
再交付の申請をする 許 可 証 の 種 類	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
再交付申請の理由	

注意 汚損し、又は破損した許可証がある場合は、当該許可証を添付してください。